

知 事 意 見 書 （ 要 綱 ）

平成14年 7月 5日

倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業に係る環境影響評価実施計画書について、倉敷市長、関係住民及び岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、次のとおり意見を述べるので、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）に反映させるとともに、環境影響調査等の結果に基づき、当該事業に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減するなど環境保全上必要な措置について特段の配慮を願いたい。

記

1 事業計画等の記載について

- （１）一般廃棄物に併せて産業廃棄物を同時にガス化溶融処理する新技術を導入した設備であることから、準備書には、実機での運転実績等を踏まえ設備の信頼性、安全性を具体的に記載すること。
- （２）設備の安定的な稼働のためには、処理する廃棄物の定常的な性状の確保が必要と考えられ、廃棄物の種類別の具体的な性状等について、準備書に記載すること。
- （３）本設備の特徴である溶融処理により発生する金属類やスラグについて、それぞれの発生量及び再資源化の具体的な方法について、準備書に記載すること。
- （４）施設の年間の稼働計画、特に「立ち上げ・立ち下げ」の頻度、その期間及びその期間中の大気汚染物質（ダイオキシン類を含む。）の排出状況について準備書に記載すること。
- （５）緑地帯の具体化に際しては、予定地の土壌の基礎的な調査を実施したうえで、高木による樹林化を目指した植栽可能な樹種を検討すること。

2 調査、予測及び評価の手法について

- （１）文献その他の資料調査に当たっては、幅広くかつ最新の資料を収集し、重要な知見について漏れないよう調査等を実施すること。
また、これらの調査結果を準備書に詳細に記載すること。
- （２）水質については、場外への排水がないため評価項目から除外されているが、多量の水を使用することを勘案し、水収支を明らかにし、適切に準備書に記載すること。
また、水資源の保全の観点から、用水使用量の削減についても検討を加えること。

3 環境保全措置等について

廃棄物運搬車両による道路交通騒音や道路周辺での悪臭の軽減のため、搬入ルート分散や平準化によるピーク時間帯の解消について検討を加えること。

4 指摘事項について

別掲の指摘事項についてそれぞれ検討し、適切に対処されたい。

指 摘 事 項

1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持について

(1) 大気質

廃棄物由来の排ガスは発生しない計画であるが、焼却施設であることを勘案し、ダイオキシン類について、現況確認調査のみでなく、適切な予測・評価を実施すること。

(施設の立ち上げ・立ち下げ時を考慮した年間の予測・評価)

(2) 夜間照明

天体観測の障害となる光害を防止するため、設置する屋外照明について、光害を防止するための対策を準備書に記載すること。

2 環境への負荷の低減

温室効果ガスの計画的な低減対策を準備書に記載すること。

倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業の概要及び
環境影響評価実施計画書の関係地域住民への周知結果

1 事業の概要

(1) 事業の名称

倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業

(2) 事業者の名称

水島エコワークス株式会社

代表取締役 向後 久

倉敷市水島川崎通一丁目1番地の1

(3) 事業の目的及び内容

P F I 推進法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に則り、倉敷市内から発生する一般廃棄物及び下水道汚泥並びに産業廃棄物をまとめてガス化溶融する施設を整備する。

(4) 事業の種類

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置

(5) 事業実施区域の位置

倉敷市水島川崎通一丁目14番地の1（川崎製鉄㈱水島製鉄所内）

(6) 計画諸元

項 目	計 画 概 要		
処理方式	ガス化改質方式（川鉄サーモセレクト方式ガス化溶融）		
処理能力	555t／日（185t／24H×3系列） [23.1t／H（7.7t／H×3系列）]		
処理計画	159,300t／年	内 訳	一般廃棄物：68,200t／年 下水道汚泥：18,600t／年 産業廃棄物：72,500t／年
供用開始	平成17年4月予定		
計画面積	約3.35ヘクタール		

2 関係地域住民への周知結果

(1) 公告の方法

- ①日刊新聞紙への掲載（平成14年3月31日）
山陽新聞（朝刊）
- ②ちらしの配布（平成14年3月25日～3月31日）
配布世帯数 2, 184世帯

(2) 縦覧期間

平成14年4月1日（月）～4月15日（月）

(3) 縦覧場所

倉敷市役所市民環境局環境部環境保全課
倉敷市役所水島支所市民課
川鉄鶴の浦社宅集会所

(4) 縦覧者数

9人

(5) 実施計画書についての意見書の提出期間

平成14年4月1日（月）～4月22日（月）

(6) 住民からの意見書の提出数：1通